



墜落災害防止強調月間

12月1日から31日まで

三重労働局及び県内の各労働基準監督署では、12月を「**墜落災害防止強調月間**」と位置付け、建設現場等墜落のおそれのある事業場を中心に**重点的な指導を実施**します。

各事業場においては、墜落災害の撲滅を最重点とした**経営トップによる安全パトロール**などを実施し、作業場所の**墜落によるリスクの低減**を図りましょう。

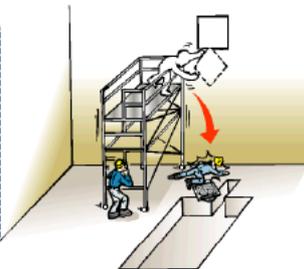
○足場からの墜落・転落災害を防止しましょう

足場からの墜落・転落災害は、労働安全衛生規則に基づく墜落防止措置の不備、労働者の不安全行動や無理な姿勢による作業、床材や手すり等の緊結不備により発生しているものが、ほとんどを占めています。

適正な墜落防止措置の実施に加え、作業手順の周知、労働者への安全衛生教育の実施などを各作業段階において実施することが必要不可欠です。

- 足場は、法令・「より安全な措置」に基づき適切に設置していますか
- 床材、手すりなどの点検、補修を行っていますか
- 新規入場者教育など必要な安全衛生教育を行っていますか
- 墜落制止用器具（フルハーネス型[※]）を使用して作業をしていますか

※墜落制止用器具として、フルハーネス型の保護具の着用が義務化されます（H31.2.1施行予定。ただし経過措置により H31.8.1 以前に製造された安全帯等は H34.1.1 までの間、墜落制止用器具とみなされます。）



○はしごや脚立からの墜落・転落災害を防止しましょう

はしごや脚立は、ごく身近な用具であるため、墜落・転落の危険をあまり感じずに使用することが多いのではないのでしょうか。

過去の災害事例を見ると骨折などの重篤な災害が多数発生し、負傷箇所によっては死亡に至る災害も少なくありません。安全を確保した上で、適切に使用してください。



- はしごの上部・下部の固定状況を確認していますか
(固定できない場合は、別の者がはしごを支えていますか)
- はしごの上端を上端床から60cm以上突出させていますか
- はしごの立て掛け角度を75度程度確保していますか
- はしご、脚立から身体を乗り出さないように作業をしていますか
- はしご、脚立の昇降時に手に荷物を持って昇降していませんか
- 脚立の天板に乗って作業していませんか



○荷役作業時における墜落・転落災害を防止しましょう

陸上貨物運送業の荷役作業においては、運送の都度、荷の種類、荷役場所や施設・設備などが異なる場合が多く、また、荷主先での荷役作業については、労働者に直接、指示や支援をしにくいといった特徴があります。

荷主、配送先、元請事業者などとともに墜落・転落災害の防止をはじめとした荷役作業の安全対策を進めてください。

- トラックの荷台や荷の上での作業及び移動はできるだけ避け、地上での作業や地上を移動することとしていますか
- やむを得ず荷台や荷の上で作業をする際は、荷台端部付近で背を荷台外側に向けないようにし、後ずさりしないようにしていますか
- 2m以上の高所作業では安全な作業床を設置していますか
(作業床の設置が困難な時は安全ネットの設置又は安全帯を使用していますか)
- 床面と荷台、床面と荷台上の荷との昇降について安全に昇降できる設備を設置していますか
- 作業を行う前に作業場所や周辺の床・地面の凹凸などの確認、整理整頓を行っていますか
- 荷役作業では、墜落時保護用のヘルメットを着用していますか



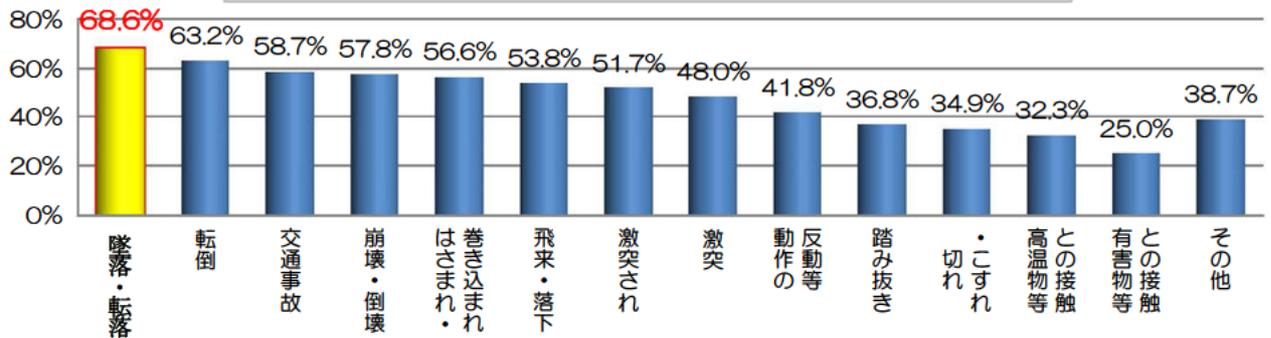
必ず保護帽を着用!

着用時
5つのポイント

- 1 「墜落時保護用」を使用すること
- 2 傾けずに被ること
- 3 あご紐をしっかりと、確実に締めること
- 4 破損したものは使わないこと
- 5 耐用年数を守ること

特に1と3を忘れずに!
(死亡災害時によく見られた、忘れやすいポイントです)

第12次労働災害防止期間中（平成25年～29年）における事故の型別重篤度割合（休業1ヶ月以上の死傷災害の割合）



墜落・転落災害発生状況の推移（休業4日以上死傷者数）



墜落災害防止強調月間に関する照会は、三重労働局健康安全課又は最寄りの労働基準監督署まで
SAFETY FIRST